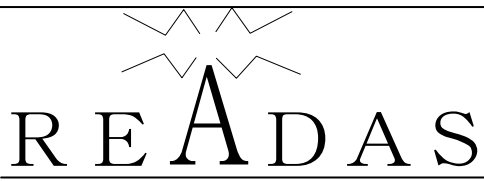


第 5881 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月24日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 売掛金残高の不一致

Q：決算で売掛金を照合したところ、不一致金額があり、調査しましたが原因がわかりません。この金額は、前期損益修正で計上してもいいのでしょうか？

A：認められないことになります。

【解説】

法人税では、前期損益修正について、通達で、次のように規定しています。

その事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度）においてその収益の額を益金の額に算入した資産の売却又は譲渡、役務の提供その他の取引についてその事業年度において契約の解除又は取消し、値引き、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、その事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。

つまり、前期以前において収益計上した売上等について、その後、契約の解除又は取消し、値引き、返品等の事実が生じた場合でも、前期以前に遡って課税関係を修正する必要はなく、その契約解除等の事実が生じた事業年度の損金として処理することを認めているのですが、お尋ねの場合は、これに該当せず、売掛金の残高が不一致で、その原因がわからないということですから、この規定を適用して、当期において、前期損益修正で計上することは認められません。

